

秋田県告示第151号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	能代市緑町5番22号	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬3番地	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで